

令和8年4月7日

保護者の皆様

三次市立粟屋小学校
校長 高槻 雄志

異常気象における臨時休業の判断基準について (お知らせとお願い)

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動に多大なご支援・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、見出しの件について、三次市教育委員会からの通知に基づき、お知らせとお願いをいたします。

1. 臨時休業の判断基準

当日の午前6時時点において、三次市に、次の警報等が発令中であること。

なお、近隣市町の警報発令状況に留意し、状況に応じ必要な措置を講じることがあります。

また、臨時休業等の措置を講じる場合は、同一中学校区及び近隣の小中学校と情報交換を十分行います。

2. 警報種別による対応(令和8年5月より新たな防災気象情報の名称・情報体系が運用されます。)

現行	新(5月~)
特別警報・・・臨時休業	全ての特別警報(レベル5相当情報)及び危険警報(レベル4相当情報)・・・臨時休業
洪水警報・・・臨時休業	氾濫警報(レベル3相当情報)・・・臨時休業
大雨警報・・・河川等の状況を勘案し、校長判断による。	大雨警報(レベル3相当情報)・・・臨時休業
暴風警報・・・臨時休業	暴風警報・・・臨時休業
土砂災害警戒情報・・・臨時休業	土砂災害警報(レベル3相当情報)・・・臨時休業
大雪警報・・・通学路等の状況を考慮し、校長判断による。	大雪警報・・・通学路等の状況を考慮し、校長判断による。

3. 登校後の対応

児童の登校後において、上記の警報等が発令され災害の発生が予想される場合は、状況に応じて授業等の打ち切り措置を行います。その際、学校内に児童を待機させることが安全確保上必要であると判断する場合があります。

授業の打ち切り措置を行った場合は、基本的に保護者の皆様のお迎え等をお願いをいたします。

臨時休業及び、登校後の授業打ち切りの場合等は、連絡アプリ(tetoru)にて保護者の皆様へ連絡します。